十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

イ～ハ　［略］

［号の細分を削る。］

ニ～ヘ　［略］

［号の細分を削る。］

ト　［略］

［号の細分を削る。］

チ　［略］

［号の細分を削る。］

リ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［十六～十九　略］

２　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和十年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準第五条、第十条、第十一条、第十五条、別表第三、別表第四、別表第五、別表第十三、別表第十九、別表第二十、別表第二十二及び別表第二十三の規定並びに第二条の規定による改正後の食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第一条及び第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長	**第二号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長

十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ　即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）

ロ　無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１食品の部Ｄ各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）

ハ～ホ　［同上］

ヘ　乳又は乳製品を主要原料とする食品

ト～リ　［同上］

ヌ　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ

ル　［同上］

ヲ　鯨肉製品

ワ　［同上］

カ　容器包装詰加圧加熱殺菌食品

ヨ　［同上］

タ　缶詰の食品

レ　水のみを原料とする清涼飲料水

ソ　果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの

［十六～十九　同上］

２　［同上］